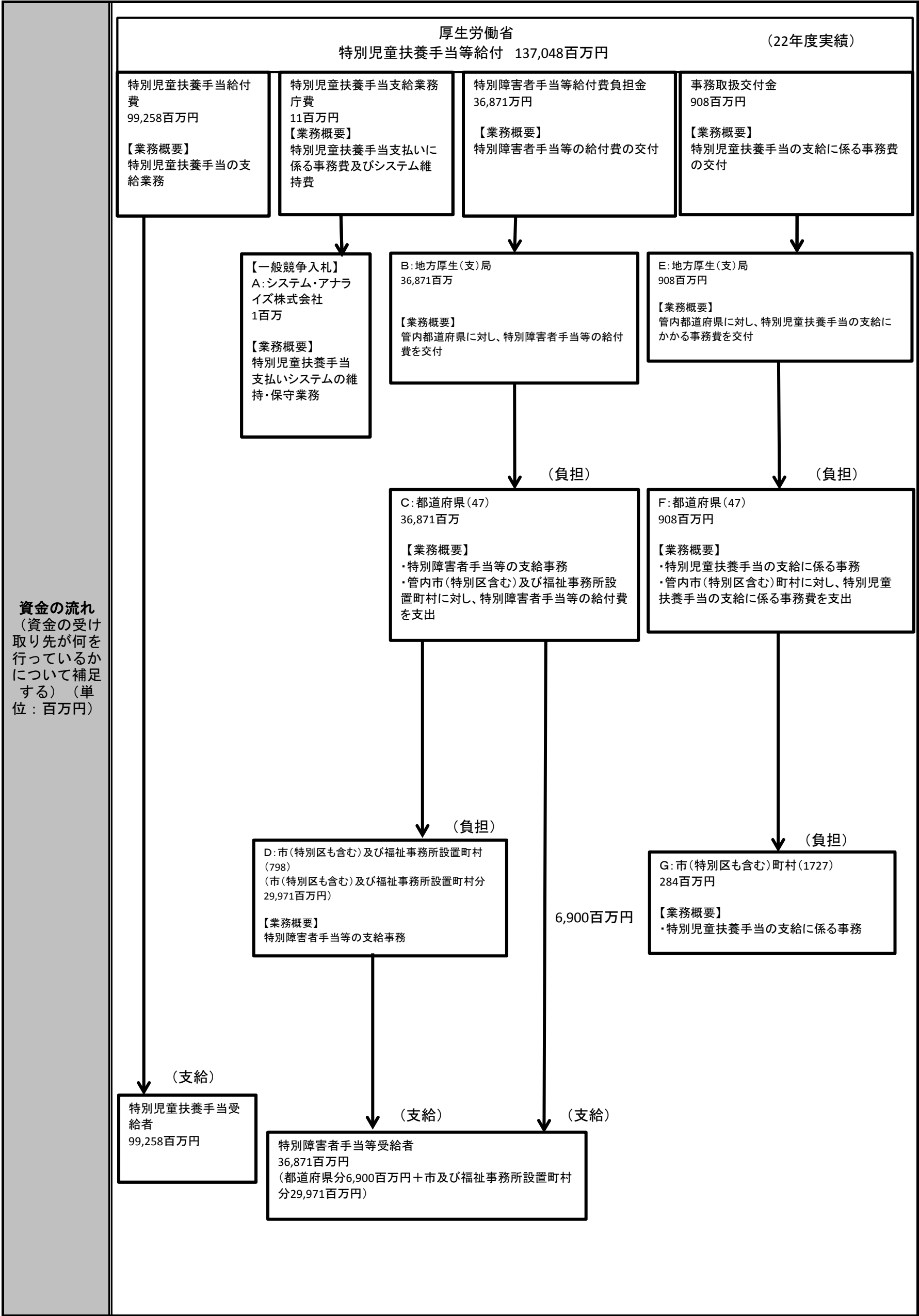


平成23年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		特別児童扶養手当等給付		担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度		昭和39年度		担当課室	企画課			中島 誠		
会計区分		一般会計		施策名	IV-7-1 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。					
根拠法令 （具体的な条項も記載）		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第3条、第14条、第17条、第26条の2 国民年金法等の一部を改正する法律 附則第97条		関係する計画、 通知等	事務取扱交付金交付要綱等					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児（者）及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。 事業名 特別児童扶養手当給付費 特別障害者手当等給付費負担金 事務取扱交付金 特別児童扶養手当支給業務庁費 対象 特別児童扶養手当受給者 特別障害者手当等受給者 都道府県及び市町村 システム維持・保守会社 補助率 国10/10 国3/4、都道府県及び市・福祉事務所設置町村1/4 国10/10 国10/10								
実施方法		☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算の状況	当初予算	129,607	133,414	136,743	140,441	152,534		
			補正予算		△ 16					
			繰越し等	302		604				
			計	129,909	133,398	137,347	140,441	152,534		
		執行額		129,736	132,856	137,048				
		執行率（％）		100.10%	99.58%	100.22%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 （年度）
		障害認定基準に該当した者に対して、手当を支給するものであるため、数値で定量的に指標を示すのは困難。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		特別児童扶養手当は、支給対象児童数 その他の手当は、受給者数 ※活動実績は各年度末の実績件数 ※22年度の活動実績は、東日本大震災により、岩手県、福島県、宮城県を除いて集計。			活動実績 （当初見込み）	人	特別児童扶養手当 185,493	191,581	198,238 （192,619）	— （200,576）
							特別障害者手当 111,234	114,568	114,328 （115,631）	— （118,030）
							障害児福祉手当 63,994	64,989	64,682 （65,742）	— （67,815）
							経過的福祉手当 8,946	8,093	7,165 （7,751）	— （7,136）
単位当たりコスト		事務費等 4,637円/1人			算出根拠	919,138,137円（平成22年度事務費等執行額（手当給付分を除く）） /198,238人（平成22年度特別児童扶養手当支給対象児童数）				
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	特別障害者手当等給付費負担金		37,693	38,850	特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の受給者の増加が見込まれるため。					
	特別児童扶養手当支給業務庁費		12	13						
	事務取扱交付金		1,020	1,020						
	特別児童扶養手当給付費		101,716	112,651						
計		140,441	152,534							

事業所管部局による点検			
	評 価	項 目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっている	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		特別児童扶養手当等給付については、障害認定基準に該当した者に対して手当を支給するものであるため、成果目標が示せないことから、成果を評価することは困難であるが、経費は必要最低限の合理的なものとなっている。	
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
-			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			



費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.システム・アナライズ株式会社			E.関東・信越厚生局		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	システム保守費用	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	271
計		1	計		271
B.関東・信越厚生局			F.神奈川県		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費	11,580	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(神奈川県分)	33
			交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市町村分)	17
計		11,580	計		50
C.東京都			G.横浜市		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費(市(特別区含む)福祉事務所設置町村分)	3,254	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(横浜市分)	7.6
扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	23			
計		3,277	計		7.6
D.足立区			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	特別障害者手当等給付費	221			
計		221	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	システム・アナライズ株式会社	特別児童扶養手当支払いシステムの維持・保守業務	1	2	55%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東・信越厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	11,580		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	7,359		
3	東海・北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,832		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,357		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	3,276		
6	中国・四国厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	2,658		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,571		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,238		
9					
10					

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別障害者手当等の支給	3,277		
2	神奈川県	特別障害者手当等の支給	1,673		
3	埼玉県	特別障害者手当等の支給	1,430		
4	新潟県	特別障害者手当等の支給	1,422		
5	千葉県	特別障害者手当等の支給	1,413		
6	長野県	特別障害者手当等の支給	774		
7	茨城県	特別障害者手当等の支給	568		
8	栃木県	特別障害者手当等の支給	423		
9	群馬県	特別障害者手当等の支給	377		
10	山梨県	特別障害者手当等の支給	223		

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	足立区	特別障害者手当等の支給	221		
2	江戸川区	特別障害者手当等の支給	208		
3	町田区	特別障害者手当等の支給	201		
4	練馬区	特別障害者手当等の支給	190		
5	世田谷区	特別障害者手当等の支給	163		
6	八王子区	特別障害者手当等の支給	153		
7	大田区	特別障害者手当等の支給	150		
8	板橋区	特別障害者手当等の支給	139		
9	葛飾区	特別障害者手当等の支給	120		
10	江東区	特別障害者手当等の支給	112		

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東・信越厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	271		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	180		
3	東海・北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	124		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	114		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	81		
6	中国・四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	53		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	51		
8	四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	34		
9					
10					

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	50		
2	東京都	特別児童扶養手当の支給に係る事務	47		
3	千葉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	44		
4	埼玉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	40		
5	長野県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	19		
6	茨城県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	19		
7	新潟県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	16		
8	山梨県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	13		
9	栃木県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		
10	群馬県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	11		

G.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	7.6		
2	川崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	2.4		
3	相模原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.5		
4	藤沢市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7		
5	横須賀市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7		
6	大和市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.6		
7	平塚市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.5		
8	厚木市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.5		
9	茅ヶ崎市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.3		
10	小田原市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.3		